

計算物質科学高度人材育成・産学マッチングプログラム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このプログラムの名称を、「計算物質科学高度人材育成・産学マッチングプログラム（英文名：Matching Program for Computational Materials Scientists in Industry and Academia 略称：MP-CoMS）」（以下「本プログラム」という。）とする。

(事務局の設置)

第2条 本プログラムの事務局を、国立大学法人東京大学物性研究所 計算物質科学研究センター内に置く。

2 事務局は、本プログラムの入会若しくは退会の申込み受付や、会員への緒連絡及び、広報、経理、総務など、本プログラムの運営に関わる事務を行う。

3 本プログラムの会計業務の窓口は、事務局が担当する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本プログラムは、2015年8月に文部科学省「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業（次世代研究者プログラム）」の採択を受け、東北大学、東京大学、自然科学研究機構分子科学研究所、大阪大学によって設立された「計算物質科学人材育成コンソーシアム」の事業のうち、イノベーション創出人材育成プログラムで培われたノウハウ及び産学連携基盤を引き継ぎ発展させ、独自の事業として発足する。

国立大学法人東京大学物性研究所（以下「主催者」という。）主催の下、企業の研究者、大学院生、博士研究員等を対象に、大学教員による計算物質科学分野の講義を実施し、専門家だけでなく、企業の研究者、実験家などにも幅広く高度計算技術の展開を図るとともに、産学の垣根を超えた人材交流の場を提供する。また、国立大学法人東京大学に在籍し、計算科学・物質科学・材料科学の素養を持つ大学院博士後期課程の学生・博士研究員等で、所定の審査を経て本プログラムへ参加する者（以下、参加者という。）と、参画機関との橋渡しを行い、当該参画機関への研究インターンシップや当該参画機関との共同研究の実施へ導くことを目的とする。

(事業内容)

第4条 本プログラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高度人材育成事業
- (2) 産学マッチング事業

(実施期間と事業年度)

第5条 本プログラムは、2020年2月1日に発足し、2020年4月1日から2023年3月31日まで実施する。本実施期間終了後、本プログラムの継続の有無については総会において協議の上決定する。

2 本プログラムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 会員

(会員)

第6条 本プログラムの目的に賛同し、所定の方法にて本プログラムに入会申し込みを行い、主催者が入会を承諾した法人または団体（以下「法人等」という。）を会員とする。

(会員の定義)

第7条 第6条に定める会員のうち、第4条（2）産学マッチング事業に参加する法人等を、「参画機関」とする。

2 第6条に定める会員のうち、第4条（2）産学マッチング事業に参加しない法人等を、「連携機関」とする。

(入会)

第8条 会員として入会を希望する法人等は、本規約に同意の上、所定の入会申込書を事務局に提出し、第15条に定める代表の承認により参加できるものとする。

(参加費)

第9条 会員として入会を認められた法人等は、一事業年度の参加費として、以下の各号に定める会費の合計金額（消費税及び地方消費税は別途負担。）を納めなければならない。

（1）高度人材育成事業 受講者1名あたり10万円

（2）産学マッチング事業 1社あたり20万円

2 会員は原則、前項の会費を主催者が発行する請求書にて指定する支払期日までに納めるものとする。

3 第20条に定める幹事会の判断により、特定の会員の会費支払い方法について、特段の取り扱いを定めることができるものとする。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを会員に返還しないものとする。

(退会)

第10条 会員は、一事業年度の途中にあっても、会員の意志により任意に退会することが出来る。ただし、退会に際しては、本プログラム事務局に届け出るものとする。なお、退会後はその後の再入会を妨げない。

2 退会の効力は届け出の翌月月末に生じるものとする。

3 会員は、一事業年度の途中において退会し、同一事業年度に再入会した場合、当該年度に係る会費全額を再度支払わなければならない。

4 退会した会員は、会員としての資格を失うが、第7章に定める秘密保持義務は退会後も遵守しなければならない。

5 会員が本規約を遵守しないときまたは本プログラムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の決議をもって当該会員を退会させることができる。

（1）入会申込書に虚偽の記載があった場合。

（2）請求書に記載の支払い期日から3ヶ月の期間を経過しても、正当な理由や事前の申し出なく会費の支払いがない場合。

（3）本プログラムの趣旨や目的に明らかに反する行動、言動及び、明らかに自己の利益のみを追求する行為が会員にみられ、本プログラムの活動に支障をきたすものと幹事会が判断した場合。

（4）反社会的勢力と関係があると認められた場合。

（5）その他退会すべき相当な事由がある場合。

(会員の権利及び義務)

第11条 会員は次の各号に掲げる権利と義務を有する。

- (1) 本プログラムの活動に参加する権利
- (2) 本プログラムの活動及び事業の方針、運営等について意見を述べる権利
- (3) 参画機関は、総会における一法人等につき、一つの議決権
- (4) この規約を遵守する義務
- (5) 所定の参加費を納入する義務

(会員資格の有効期間)

第12条 会員資格の有効期間は、入会月を問わず、第5条2項に定める一事業年度末までとする。

(会員資格の更新)

第13条 会員が、翌事業年度も引き続き会員資格の継続を希望する場合も、一事業年度ごとに第8条に定める入会手続きを行うものとする。

(会員情報の取扱い)

第14条 会員は、本プログラムに対して提供した会員の情報を、以下にあげる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 主催者が企画するイベントや活動を会員及び参加者に知らせる必要がある場合
- (2) 会員の情報を、あらかじめ会員承諾のもと本プログラムのウェブサイトやリーフレット等に掲載する場合
- (3) 本プログラムの運営上、他の会員や参加者、主催者に所属する教員及び参加者の指導教員等に知らせる必要がある場合
- (4) 本プログラムに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員の情報を取り扱わせる場合
- (5) 法令及びその他の規則の定めによりやむを得ない場合の情報開示

第4章 役員

(役員の選任)

第15条 本プログラムに、役員として代表1名、幹事若干名を置く。

- 2 代表は主催者に所属する教員が務めるものとし、特別な事情のあるときは代理を置くことができる。
- 3 幹事は参画機関から第19条第5項に基づき総会で選任するものとする。

(役員の職務及び権限)

第16条 代表は、本プログラムを代表し、会務を総括し、総会及び幹事会を招集する。

- 2 幹事は、幹事会を構成し、本プログラムの運営に関する事項を審議し、運営に対して必要な情報共有と助言を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、代表は第5条第1項に定める実施期間終了日まで、幹事については選任された日から当該年度末の3月31日までとし、また、その再任を妨げない。

(報酬)

第18条 役員はいずれも無報酬とする。

第5章 組織

(総会)

第19条 本プログラムに総会を置く。

2 総会は、参画機関の会員をもって構成する。ただし、代表が必要と認めるときは、会員以外の者を参加させることができる。

3 総会は年一回開催するほか、代表が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、電子メールによる開催とすることができる。

4 総会は、本プログラムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

5 総会は、執行機関たる第20条に定める幹事会の構成員として、参画機関から幹事を選任する。

6 総会は、議決権を持つ会員の過半数の参加（委任状を含む。）をもって成立する。

7 総会の議事は、議決権を持つ会員（委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会は代表が招集し、議長を務める。

(幹事会)

第20条 本プログラムの執行機関として、幹事会を置く。

2 幹事会は、総会において選任された幹事により構成する。ただし、代表が必要と認めるときは、幹事以外の者を参加させることができる。

3 本プログラム発足時における幹事は、代表が世話を人から指名し、総会の承認を受けるものとする。

4 幹事会は、代表が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、電子メールによる開催とすることができる。

5 幹事会は、本プログラムの運営に関して重要な事項について総会に提案するほか、代表が必要と認めた事項について審議し、決定する。

6 幹事会の議長は、代表が兼務する。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第21条 本規約は、幹事会の決議により変更ができるものとし、本規約の変更は、事前に会員に対して書面又は電子メールで変更内容を通知することをもって、当該通知日より効力を生ずるものとする。

第7章 秘密保持義務

(秘密情報)

第22条 本規約において「秘密情報」とは、会員が以下の方法で、本プログラムの活動に関連して他の会員及び参加者に開示する情報（情報を開示した者を、以下「開示者」という。）をいうものとする。

（1）秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示する方法

（2）秘密である旨明示して口頭またはプレゼンテーション等により開示する方法であって、開示後30日以内に当該情報を受領した当事者（以下、受領者という。）に書面（電子的形式を含む）にて秘密情報の概要を通知するもの

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除かれるものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または、開示後受領者の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が開示者以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (4) 開示された情報によらずして、独自に受領者が開発または創作したもの

(目的外使用の禁止)

第23条 受領者は、事前に開示者の書面（電子的形式を含む。）による承諾を得ることなく、秘密情報を本プログラムの活動目的以外に使用してはならない。

(秘密保持)

第24条 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって機密として管理保持するものとし、事前に開示者の書面（電子的形式を含む。）による承諾を得ることなく、当該秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示または漏洩してはならない。なお、本項の義務は、本プログラム終了後1年間存続するものとする。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に限り、受領者は、開示者の秘密情報および秘密資料を第三者に開示および提供することができるものとする。

- (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に当該開示の対象となる秘密情報および秘密資料の開示者に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとする。
- (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

3 受領者は、本プログラムの履行のために必要な範囲で、秘密資料を複製することができるものとする。なお、秘密資料の複製物についても本条の定めが適用されるものとする。

4 受領者は、開示者の秘密情報を知ることになる自己の役員、従業員および教職員に本条の内容を遵守させるものとする。

5 研究インターンシップまたは共同研究の実施に関連して、別途会員との間で秘密保持に関する契約等を締結している場合若しくは締結する場合、当該契約等の定めと本規約の定めが異なる範囲においては、当該契約等の内容が本規約の定めに優先して適用されるものとする。

(損害賠償)

第25条 開示者は、受領者の責に帰すべき事由により秘密情報が漏洩し、これにより損害を被ったときは、受領者に対して直接の損害の賠償及び、自己が必要と認める措置を請求できるものとする。

第8章 雜則

(経費)

第26条 本プログラムの運営経費は、会員の負担する会費をもってこれに充てるものとする。ただし、本プログラムへの寄附金等を充てることを妨げない。

2 本プログラムの会計年度は、第5条第2項で定める事業年度と同一とする。

(知的財産権等の取扱い)

第27条 本プログラムを遂行する上で新たに創造された成果に対して、発生したノウハウ、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む。）、産業財産権を受ける権利及びそれから得られる産業財産権、その他の権利（以下、合わせて「知的財産権等」という。）は、別途定めない限り、当該成果を創造した当事者に帰属するものとする。

2 研究インターンシップまたは共同研究の実施に関連して、別途会員との間で知的財産権等に関する契約等を締結している場合若しくは締結する場合、当該契約等の定めと本規約の定めが異なる範囲においては、当該契約等の内容が本規約の定めに優先して適用されるものとする。

(免責事項)

第28条 本プログラムにおける活動は、すべて各会員の責任において遂行されるものとし、本プログラム並びに代表、その他会員及び事務局等は活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、一切の責任を負わないものとする。

2 本プログラムの実施に際し、会員同士、会員と参加者または会員と第三者との間で生じた紛議・紛争に対して、本プログラム並びに代表、及び事務局等は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第29条 会員は、本プログラムにおいて個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定される個人情報を取り扱うこととなる場合には、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第30条 本規約に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、幹事会の審議を経て、別に定めるものとする。

2 本規約に定めのない事項、施行にあたり疑義が生じた事項、その他協議の必要な事項については、誠意ある協議の下幹事会で定めるものとする。

附 則

1 本規約は、2020年2月1日より施行する。

2 本プログラムの設立から総会における組織体制の承認を得るまでは、次に掲げる機関より推薦を受けた者を世話人とする。

（1） 国立大学法人東京大学

（2） 発足時以前より、参画機関として入会希望の旨を、電子メールをもって表明していた法人等

3 世話人は、第19条の規定に関わらず、本プログラム発足後最初の総会で幹事を決するまでの間、幹事会を構成するものとする。